

主な変更点

- 1 県発注工事における総合的な担い手・施工確保対策に係る入札契約関係要綱等の改正について（建政 一 1254）の通知に伴い、北秋田市発注の建設工事において、現場代理人の兼務に係る要件を次のとおり改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>原則的には他の工事と重複して現場代理人になることはできないが、次の要件を全て満たす場合は、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、合計で3件まで <u>（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）</u> 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置することができる。</p> <p>イ <u>市、県又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。（ただし、北秋田市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。）</u></p> <p>ロ 工事現場がいずれも北秋田市内であること。</p> <p>ハ 1件の請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満。）の工事であること。</p> | <p>原則的には他の工事と重複して現場代理人になることはできないが、次の要件を全て満たす場合は、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、合計で3件まで _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置することができる。</p> <p>イ <u>市発注工事及び県発注工事であること。（ただし、県が兼務を認めた場合に限る。）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ロ 工事現場がいずれも北秋田市内であること。</p> <p>ハ 1件の請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満。）の工事であること。</p> |